

# 瑞穂市自動車急発進抑制装置 整備費補助制度のお知らせ



高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因とされる交通事故が社会問題となっています。瑞穂市では、高齢運転者の交通事故を防止するため、自動車急発進抑制装置を取り付けた方を対象に、費用の一部を補助いたします。

## ■対象となる方

- ①市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている、現に市内に居住している満65歳以上の運転免許を有している方
- ②非営利かつ自ら使用する目的で補助の対象となる自動車へ急発進抑制装置を取り付けた方
- ③市税等を滞納していない方

■補助額 30,000円を上限とし、補助対象経費の2分の1（千円未満切捨）

## ■対象となる抑制装置 等

- ①後付けの急発進抑制装置としての機能を有する装置のうち、国土交通省が一定の機能を有すると認定した装置
- ②整備する自動車の自動車検査証に自家用と記載され、対象となる方の氏名が所有者又は使用者欄に記載されていること。
- ③「一般社団法人次世代自動車振興センター」が認定した急発進抑制装置取扱事業者（店舗）にて整備されたもの。
- ④急発進抑制装置を取り付けた自動車の自動車税又は軽自動車税を完納していること。

## ■補助対象経費

補助金の対象となる経費は、令和2年4月1日以降に急発進抑制装置の購入及び整備に要した費用です。（国の補助金分を除く。）

【担当課 地域福祉高齢課 ☎058-327-4126】



## 補助金の申請から交付までの流れ

1 使用する自動車に急発進抑制装置を取り付ける。

\*令和2年4月1日以降に整備した急発進抑制装置が対象です。

2 交付申請書を地域福祉高齢課へ提出（整備後6か月以内）

### 【添付書類】

- ①領収書（整備に要した経費の内訳が明記されているもの）
- ②整備後の写真
- ③運転免許証及び自動車検査証の写し
- ④その他必要な書類

※申請書の様式につきましては、地域福祉高齢課（総合センター1階）、市ホームページから入手できます。

3 交付決定通知書が郵送されます。（申請者宛て）

4 交付請求書を地域福祉高齢課へ提出

5 補助金が指定口座に振り込まれます。

### 【お知らせ】

- 補助制度についてご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。
- 補助金の交付を受けて急発進抑制装置を整備した自動車は、原則1年以上使用してください。
- 急発進抑制装置の使用に伴い、発生した事故及び損害等については、市はその責任を負いません。